(1) 産業の振興と長寿社会における生活の充実

国際化の進展や立地環境の変化等、新しい状況の下で農林水産業や工業等産業の多様な展開を図り、就業機会の確保や生活の安定充実、地域の活性化を促す。その際、農業と加工流通業、工業とサービス産業、農業や地場産業とレクリエート産業等第一次、第二次、第三次産業間の融業化が進展していることから、総合的な視点に立った産業振興が重要になる。また、地域における就業の場の確保を図り、その活性化を進めるためには、定住圏の範囲を越えて、より広域的観点からの対応が必要となる。

産業、人口の全国的な適正配置を図るため、これまでの農林水産業、工業による 地方での産業振興ばかりではなく、地域に根ざした1.5次産業の育成、研究開発機 能や情報、人材育成等に関する新しい産業の地方展開を進める。

また、経済社会の長寿化、ソフト化、サービス化の下で増大が予想される教育、 文化、医療、福祉、余暇等のニーズに的確に対応し、生活基盤の整備を進めるとと もに、地域振興上重要となるサービス業の振興を図り、生涯を通じ、健やかで充実 した生活の豊かさを実現する。

さらに、産学官の連携等により、地域の特性を生かした科学技術を振興するとと もに、各地域の研究開発機能等の連携を促進する。

(2) 農林水産業の多様な展開

1) 農業の多様な展開

(地域活性化と食料安定供給等のための基本方向)

農山漁村の活性化、食料の安定供給、国土や自然環境の保全等において農業の果たす役割にかんがみ、農業の健全な発展を図る。また、経済社会の国際化の進展も踏まえて農業の体質強化を図る。

このため、需要の動向に対応した農業生産の再編成を図るとともに、担い手の育成、規模拡大等構造政策を軸として、水田農業の確立など土地利用型農業を重点に 生産性の向上を図りつつ、新技術の導入等も踏まえ、地域特性に応じた多様な農業 の展開を推進する。

(農業の担い手の育成)

農業就業人口の減少と著しい高齢化の進行が想定されることに対応し、流動化が 期待される農地の中核的担い手への集積を通じた規模拡大、地域農業の組織化、非 農家からの新規参入も含めた農業後継者の育成、高齢者等が行う農業の適切な誘導 を図ることが必要である。

このため、農地の集積を図るための農用地利用増進事業等を推進するとともに、 低場整備等による換地や交換分合により農地の集団化を促進する。また、農地の流動化等に関する情報の広域的な収集、提供を図る。さらに、中核的農家を中心とした多様な農家を幅広く包含する農業生産組織の育成等により、農地等の有効かつ効率的な利用を進め、地域輪作農法による水田農業の確立を図るなど、地域農業全体としての生産性の向上を図る。この場合、高齢者等については、消費者の要望に個別に対応した農産物の生産、農業生産組織でのアドバイザー等その意欲と豊富な経験等を生かした農業活動の場等を形成する。

今後とも農業の中核的な担い手を確保していくためには、特に若い意欲的な農業 後継者を育成していくことが重要であり、エレクトロニクス等の活用に伴い高度化 する農業技術、今後一層求められる経営管理能力の向上に対応するため、農業高 校、県農業者大学校等の研修教育内容の高度化、地元の大学の別科の充実等地域に おける農業者教育等の強化を図る。

さらに、農家以外からの新規参入を促進するため、農地等の情報提供とあっ旋を 行う体制の整備を図るとともに、農地の取得、技術の向上等のための各種措置を進 める。

(優良農地の確保、整備)

農業、農村の変化に対応しつつ、生産性の高い農業の基礎条件を整備するため、 農業生産基盤の整備を推進し、優良農地を確保、整備する。

このため、まず、農地の集団化を進めつつ、効率的な機械化営農を可能にするほ場整備を進める。特に、農地の面的集積と生産性の一層の向上を目指し、ほ場の大区画化を図る。また、低未利用地をも活用し、かつ事業コストにも留意しつつ、経営規模の拡大、飼料基盤の拡充等のための農用地造成を進める。

優れた生産力や国土保全機能など水田がもつ特性を生かしつつ畑作物等の導入を可能とすることにより、営農自由度の向上に資する汎用田化を進める。農業用水の確保、水管理の高度化、水質の保全を図るための農業用用排水施設等の整備を進める。農業用用排水施設等の適正な維持と管理のため、計画的な施設の更新と改良及び広域的管理の推進等を図る。また、畑について作物の選択自由度の拡大や高付加価値化のため、畑地かんがい施設の整備、農産物の流通の迅速化のためのアクセスの改善にも配慮した農道の整備等を行うとともに、小型航空機の発着が可能な農道離着陸場の整備に関するフィージビリティ等について調査を進め、その結果を踏まえて実用化を図る。

これらにより、高能率で自由度の高い優良農地の確保、整備を図る。この場合、 地域の状況に応じ、高齢者等の営農に適した小区画ほ場の整備と適正な配置等農家 や営農形態の多様化に対応した計画的な条件整備をあわせて行う。

(新技術の開発、普及と流通体制の整備)

農業生産性の飛躍的向上のため、新技術の開発、普及を積極的に進める。このため、技術基盤の形成、産学官の連携強化、地域に適合した体制の整備等を図りつつ、バイオテクノロジー、エレクトロニクス等の活用により画期的な新品種、農作業の高度化など新技術の開発を積極的に推進するとともに、地域農業への迅速な導入、定着を図る。

また、消費者ニーズの多様化に対応した農産物供給を図るため、生産、流通、消費等各段階への情報交流のシステム化、従来からの大量流通に加え航空機を利用した農産物輸送等今後増加する少量多品目流通にも適した生産流通体制の整備等を進める。

(農業生産の地域別発展方向)

農業は、同じ地域内でも多様なものであるが、地域別に、主として、次のような 方向で発展を図る。

北海道、北東北、南九州等大市場から遠い地域は、相対的に恵まれた土地資源等を生かし、大量、かつ安定した食料等の供給を基本として、中核的農家の規模拡大等により、大家畜畜産を含めた土地利用型農業を主体とする規模の大きい農業の展

開を図る。特に、農地の貸手の不足が流動化の阻害要因となっている地域においては、工業導入、1.5次産業の振興等により就労の場の確保を図りつつ規模拡大を図る。

本州の大部分、四国、北九州等相対的に大市場に近い地域は、総合的な食料等の供給を基本として、中核的農家による、又は生産の組織化を通じた土地利用型農業の規模拡大を図るとともに、農地の高度利用、地域内における耕種と畜産の連携等による経営の高度化等を図りつつ、地域特性に応じた多様な農業の展開を図る。特に、兼業農家の多い地域については、中核的農家による作業受託等を通じ、地域としての生産性向上を進める。

山村及びその周辺地域は、担い手の減少、高齢化の進行等やそれらに伴う農地の管理水準の低下に対応し、作業受託グループ等若い担い手の定着や育成、高齢者等の適切な役割分担等を図るとともに、整備の遅れている山間部農地について、地域の状況に配慮しつつ、農地の整備等による借手の確保等により農地の流動化を進める。また、地域資源の活用、草地の造成による放牧を主体とした肉用牛の生産、高度差の活用による出荷時期の調整や農畜産物加工の推進等特色ある農業の展開を図る。

さらに、都市周辺地域は、兼業化に対応した作業受委託等を進めつつ、市場への 近接性を生かした商品性の高い生鮮食料品の生産等集約的な農業の展開を図る。

2) 林業の活性化

(林業の基本的施策)

林業は木材需要の低迷、代替材の進出等によって困難な状況にある。このため、 まず木材需要の拡大を図りつつ、生産コストの引下げ、林産物の高付加価値化を進 めることを基本とし、あわせて林業外からも幅広く資金を調達していくことが重要 である。また、活力ある担い手の確保のほか、森林に対する新たなニーズを踏ま え、公益性も重視しつつ生産性の向上に対応した森林施業を推進する。

(活性化方策の推進)

このような観点から、第一に、基幹的施設である林道や作業道の開設を推進し、 林内路網の体系的な整備を進め、生産コストの引下げを図る。また、木材、木造建 築の再評価や新商品の開発などの市場活動、新技術の開発を推進するとともに、国産材の流通の合理化と多様な需要に対応し得るよう、大規模な供給基地の整備など生産・流通・加工体制の整備を図る。第二に、市場への供給の平準化及び高付加価値化、多品質化を図るため、団塊の世代と呼ばれる大量の若齢人工林ストックについて、間伐の推進など適正な整備に加え伐採年齢の多様化、長期化を推進する。第三に、分収育林等を通じた林業外からの資金の導入を積極的に進めるとともに、森林組合の強化等を通じ経営受託の推進を図るほか、活力ある農林家を担い手として計画的に育成する。これら後継者の育成や林業就業者を確保するため、山村の生産・生活環境を整備する。第四に、多様な木材需要に対応するとともに、森林のもつ公益的機能の高度発揮も図られるよう、自然力を生かした天然林施業、複層林の造成を推進する。

また、地域の特性に応じた林業経営を推進し、林業の活性化を図る。先進林業地域は、なお一層多様な森林施業を推進するほか、戦後新興林業地域は、林道等生産基盤の積極的整備と生産工程の省力・低コスト化、作業班の組織化等を図る。集落周辺里山地域は、広葉樹資源の有効活用による地場産業の振興、農業との経営の複合化などを推進する。

3) 200海里体制下における水産業の展開

(水産業の展開の基本方向)

国際的な200海里体制の定着の下で、水産業の振興を図り、漁村を活性化するためには、適正な資源管理の下で、我が国周辺水域の水産資源の増殖と高度利用を一層推進する必要がある。

このため、まず、漁場環境の保全及び国民全体の水産資源保護意識の向上に努める。また、水産業の新たな展開を支えるため、産学官の連携による水産新技術の研究開発等を進める。水産業振興施策の推進に当たっては、栽培対象魚種の回遊性魚への展開等に対応し、湾や灘等の地形条件、漁業の実態等からまとまりを持つ地域を広域的にとらえ、その特性に応じた各種施策を総合的かつ計画的に展開する。

(つくり育てる漁業の推進と水産資源管理体制の強化)

栽培対象魚種の拡大、新飼料の開発、優良品種の開発等を進めるとともに、漁業

者が主体となった栽培漁業の定着化を図るため、地域の栽培漁業施設の計画的設置等を進める。魚礁設置及び増養殖場の整備・改良に加えて、浮魚礁の設置や低利用砂泥域の開発、沖合養殖システム及び音響じゅん致型海洋牧場システムの開発等、新たな漁場の開発整備を進める。

主要魚種の資源量の把握、海域特性、漁業種類の特性に応じた水産資源の育成・ 管理システムの開発等を進め、適正な資源管理に基づいた漁業の確立を図る。ま た、遊漁人口の増加等に対応し、地域の実態に応じて、遊漁者等も含めた水産資源 保護のためのルールづくり等を進める。

(漁港を核とした広域的基盤整備)

広域的な漁村地域において、地域内の各漁港の役割分担、相互連携を図り、増養殖の基地づくり、資源管理・情報施設の設置等、漁港を核とした生産基盤整備を推進する。また、漁港を中心として流通加工施設を整備するとともに、高鮮度流通システム、新規加工品等の開発・普及を進める。

(3) 工業及び新しい産業の地域的展開

1) 地域的展開の基本的方向

(工業及び新しい産業の発展)

国際的な相互依存関係の深化に加え、エレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジー等の技術革新や情報化の進展、消費者ニーズの高度化、多様化等の環境変化により、工業の知識集約化の進行及びエンジニアリング、情報サービス業等の関連第三次産業の急速な発達など、我が国の産業構造は大きく変容していく。

この中で、工業は、生産形態において多品種少量生産化が進み、就業面においては直接生産部門の比重が減じ、研究開発等の間接部門の役割が高まる。また、加工組立型産業のウエイトの増大、鉄鋼業をはじめとする重厚長大型産業の合理化、多角化、高付加価値化、生活関連型産業の消費者ニーズに対応した高付加価値化等が進展し、業種構成は先端技術分野へシフトしていき、工業出荷額は、昭和60年の272兆円(昭和55年価格)から75年において480兆円程度へと着実に増加する。

他方、ソフトウエア等の情報関連サービス、設計、デザイン、コンサルティング 等の専門サービス、専修学校等の人材育成サービス等の情報、知識、人材育成等に 関する新しい産業が急成長し、工業とサービス産業との融業化の中で、工業の知識 集約化等の基盤となるとともに、それ自身、魅力ある雇用機会を創出していく。

(工業及び新しい産業の分散、再配置)

産業配置については、工業の地方展開は徐々に進展をみせているものの、大都市及びその周辺地域の工業集積が高く、地域間の偏りが見られるなどいまだ十分とは言い難く、また、研究開発機能や情報、知識、人材育成等に関する新しい産業の東京圏への集中が見られるので、今後、成長分野の工場の地方圏における新増設や地域における新規産業分野の開拓、研究開発等の高次機能や新しい産業の地方展開等を強く推進し、一層多くの雇用機会を確保する必要がある。また、高度な技術力を有する産業の成長など我が国経済の安定した発展のためには、地域の良好な産業立地環境の活用等有効な国土利用を進める必要がある。

このため、環境の保全に留意しつつ、工業再配置計画、テクノポリス構想の推進 等により、工業生産機能の分散、再配置にとどまらず、研究開発機能等の工業に関連する高次機能や情報、知識、人材育成等に関する新しい産業の一極集中の是正、 全国的な分散、再配置を推進する。

(地域の活性化のための産業振興)

地域の特性と条件に適合した産業の振興を図るため、地域の主体性と創意工夫を 生かした産業おこしの流れを一層強化促進する。このため、地場産業等地域に根ざ した産業について、地域の諸資源やソフトな事業手法を有効に活用しつつ、地域ぐ るみで技術力、企画・デザイン力、市場開拓力の向上等を図る。また、地域経済、 地域技術のけん引力となる先端技術産業の誘致、ベンチャービジネスの育成を積極 的に進めるとともに、情報、知識、人材育成等に関する新しい産業について、工業 立地と連携した育成を図る。さらに、共同研究の場の確保等により異業種間交流 や、地元産業と新たに誘致した先端技術産業や新しい産業との間における多面的な 交流・複合化を図るとともに、産学官の緊密な連携を強化し、地域全体への技術波 及や新たな事業分野の拡大を図る。

特に、急速な成長が見込まれるソフトウエア業については、市場からの遠隔立地 可能性を生かし、情報処理技術教育機関や経理、生産管理等の専門家に対する情報 第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備 研修のための施設の充実による人材育成等により、誘致、育成を図る。

(国際化への対応)

今後の工業の地域的展開については、海外との協調と競合の視点が従来にも増して重要な要素になる。製品輸入、海外直接投資の拡大等により、これまでの加工貿易を中心とする国際分業体制から水平的な国際分業体制の形成を図り、積極的な産業構造の調整を図っていく必要がある。この過程で、国際競争力を失った産業分野の縮小、海外生産へのシフト等が生じ、雇用の減少等による地域の活力低下が懸念される。このため、技術革新の成果を生かした新分野の開拓やサービス産業の育成等を図りつつ、地域の産業、雇用に与える影響に対して柔軟かつ多角的な対応を図っていく必要がある。一方、外資系企業の立地については、地域振興上大きなインパクトをもつため、情報収集・提供機能の強化等、投資環境の整備等により、誘致の促進を図る。

2) 産業基盤の整備

工業や新しい産業の各地域での展開を図るため、用地、用水、港湾、高速交通等のハードな産業基盤に加え、工業立地の自由度の増大や産業構造の高度化の中で重要度を増している技術、情報、人材等のソフトな産業基盤を地方圏において重点的に整備する。

(用地、用水の確保)

工業用地については、高速交通体系へのアクセスの容易性、良質な労働力の存在、快適な都市的環境や美しい景観の存在、リゾート地域との近接等立地条件に対するニーズの多様化に対応する必要がある。との際、オーダメード方式の導入も図りつつ工業団地を整備するとともに、その分譲に際しては、リース方式の活用も検討する。

また、新しい産業を育成する場として、交通基盤や周辺環境に恵まれた市街地、 都市近郊等において、通信施設、会議場等の共通施設を有する業務用ゾーンの整備 を図る。

工業用水については、企業立地の内陸化、迅速化傾向に対応した小規模工業用水

道の整備を含む工業用水道の計画的な整備を図るとともに、海水淡水化、下水・産業廃水の再生利用等を進める。

(ソフトな産業基盤の整備)

技術基盤については、開放型試験研究施設、公設試験研究機関、ベンチャービジネス育成支援施設の整備、充実を図る。また、大学、国立試験研究機関の充実、共同研究施設の整備を図る。

情報基盤については、商取引等に関する情報流通のシステム化等地域の情報化を 促進するとともに、技術、経済等に関する情報のデータベースの整備、研究機関等 の間の情報ネットワークの構築等全国的な情報流通を促進する。

人材基盤については、高等教育機関、職業訓練施設、研修施設等の整備を図ると ともに、連携を強化し職業能力の開発等に活用する。また、研究者、技術者等の地 方定住を促進するため、生活環境の整備、全国的な産業雇用情報の提供の充実を図 る。

3) ブロック別の産業の発展の姿

(産業・技術ネットワークの形成)

多極分散型国土の形成を産業面から推進するため、産学住の一体的整備を図るテクノポリスの整備、新技術の研究開発・企業化のための施設の整備、都市的な魅力やアメニティに富んだ研究開発用地の確保、研究機関や新しい産業の誘致・育成など各地域の主体的な取組みを促進することにより、特色ある技術集積の形成を図るとともに、それぞれの周辺地域において関連産業の集積を高める。また、北海道における寒冷地型のバイオテクノロジー、中部におけるファインセラミックス、近畿における医薬、ファインケミカル等のように、特色ある産業・技術集積のほう芽の見られる分野については、既存の大学や国立試験研究機関等を核に、共同研究施設の整備、研究開発協力の推進等により全国的な産業・技術拠点の形成を目指す。

さらに、技術・知識の融合化の動向を踏まえ、近接する地域間はもとより全国的にも相互の交流の密接化と連携の強化を図る。このため、試験データ等の情報へのアクセスを容易にするためのデータベースや研究機関相互の情報ネットワークの活用、研究者交流のための学会等の持ち回り開催や大都市圏の研究機関の研究者等の

地方圏における技術指導等への活用、全国的な共同研究開発プロジェクトの実施、 新技術、新製品の販路拡大のための技術取引情報の全国的流通や各地での見本市の 開催の促進を図る。また、外国人研究者の招へいや国際研究協力により各地域と海 外との交流を図る。

この過程を通じ、各地域が三大都市圏をはじめ他地域の集積を活用して活性化するとともに、我が国全体として、多くの産業・技術拠点が有機的に連なり、創造的な技術開発により国際的にも貢献する産業・技術ネットワークの形成を図る。

(ブロック別の工業の目標)

多極分散型国土の実現を目指して、工業の立地動向などを勘案し、ブロック別の工業出荷額、就業者構成比を図表IV-2のとおり想定する。

	工業出荷額 (兆円)		製造業就業者構成比 (%)	
ブロック	昭和60年	昭和75年	昭和60年	昭和75年
北海道	5	13	2.0	2.9
東北	16	39	8.6	9.7
関東	93	148	33.6	30.9
東京圏	70	104	26.0	23.0
中部	64	107	21.6	20.7
北陸	7	14	3.0	3.4
近畿	51	83	18.1	17.4
中 国	20	37	6.4	6.7
四 国	7	15	2.8	3.1
九州・沖縄	16	38	6.9	8.6
全 国	272	480	100.0	100.0

図表Ⅳ-2 ブロック別の工業の目標(工業出荷額、就業者構成比)

この目標を達成するため、産業基盤の整備等により主として次のような方向で工業の振興を図る。エレクトロニクス等の加工組立型工業をはじめとする工場の新規立地については、北海道、北東北、中・四国、九州等の立地条件を高速交通体系を

⁽注) 1. ブロック区分は図表Ⅲ-1に同じ。

^{2.} 工業出荷額は、昭和55年価格。

はじめとする基盤整備により改善し、分散立地を促進する。基礎資材型工業等の集 約化に際しては、瀬戸内・北九州等における再活性化を図る。地場産業について は、北海道の食料品工業におけるバイオテクノロジーの導入、北陸の繊維工業の ファッション産業化等高付加価値化を図る。また、工業生産機能の分散・再配置に 加え、研究開発機能や新しい産業について、地方圏に重点を置きつつ各地域におい て振興を図る。これらにより、各地域の産業の高度化、魅力ある雇用機会の確保の 実現を図る。

4) 地域的課題への対応

産業調整の進展、海外直接投資の拡大等に伴う一部地域の深刻な活力低下に対処するため、構造的不況に陥っている造船、鉄鋼、非鉄金属をはじめ特定産業への過度の依存により地域経済の停滞が認められる地域及び今後停滞の生じるおそれのある地域については、人材、技術力等の既集積を有効に活用し、先端技術産業等の誘致・育成を図る。また、地域における技術力の向上、人的能力の開発を図りつつ、新たな雇用機会の創出につながる新産業分野の開拓を進める。さらに、状況に応じ、観光レクリエーション開発、海洋開発等新しい視点からの地域づくりを積極的に推進する。

国内炭生産の規模の縮小により地域経済の停滞が予想される新規閉山地域等については、隣接する地方都市を含めた企業誘致の推進に加え、地域資源を生かした1.5次産業や観光レクリエーション産業の振興等地域が主体となって行う新たな産業おこしを積極的に推進するとともに、中高年離職者等に対する職業訓練等を積極的に進める。

一方、大きな産業・都市集積を有し、地域開発上重要な役割が期待される新産業都市及び工業整備特別地域については、これまで地域発展の中核となってきた大量生産型基礎素材産業に低迷が見られることから、高付加価値産業の誘致・育成、それを支える高次機能の強化、魅力ある都市づくり等に配慮しつつ、その整備を推進する。

苫小牧東部地区及びむつ小川原地区の大規模工業基地については、我が国でも数少ない貴重な大規模工業適地であることから、所要の基盤整備を図りつつ、基幹資源型工業の立地にとどまらず長期的視点に立った有効利用を積極的に推進する。こ

のため、苫小牧東部地区については、臨海・臨空性を生かしつつ、先端技術産業等の立地を促進するとともに大型実証実験施設の建設等多角的な活用策について検討を進める。むつ小川原地区については、核燃料サイクル施設の建設を進めるとともに、新技術を活用した産業等の立地を促進する。また、核燃料サイクル事業の技術の先端性、国際性等の特色を生かした多角的な活用についても検討を進める。

5) エネルギー施設の立地の推進

国際的な石油需給は現在緩和基調で推移しているものの、中長期的にはひっ迫化する可能性が強いため、石油の安定供給を確保するとともに、石油代替エネルギーの開発・導入や省エネルギーを推進し、我が国の石油依存度を低減する必要がある。その際、多様なエネルギー源を適切に組み合わせることにより、セキュリティの確保、コストの低減、ニーズへの適合を図る。

石油の安定供給のため、国家備蓄基地の早期完成等石油備蓄体制の強化を図ると ともに、我が国の陸域、周辺大陸棚の石油、天然ガス開発の円滑な推進、エネル ギーの導入基盤の整備を図る。

また、電力については、電源の多様化を推進するため、第一に、安全性の確保を 最重点としつつ、原子力発電所の建設を着実に推進するとともに、商業用核燃料サイクル施設の建設等による核燃料サイクルの事業化、高速増殖炉、放射性廃棄物処 理処分等の技術開発等を推進する。これらに際し、安全審査・検査、運転管理に万 全を期するとともに、周辺防災対策の充実を図る。なお、放射性廃棄物貯蔵・研究 施設について、調査の結果等を踏まえ、立地可能性の検討を進める。第二に、石炭 火力発電所、液化天然ガス発電所等の建設を推進するとともに、海外炭の効率的な 流通のためコールセンターの整備を図る。なお、電源立地が、需要地から遠隔化、 偏在化する傾向にあるため、電気事業者相互間での電力融通、共同開発等広域的な 対応による効率化を促進する。

さらに、太陽、地熱等のローカルエネルギー、発電の廃熱を地域給湯、地域冷暖 房等に活用する熱電併給システム、熱供給事業等地域でのエネルギーの有効利用に ついて、技術開発の推進及び地域の特性に応じた利用の促進を図る。

なお、原子力発電所等の立地に際しては、地域振興を図るため、長期的、総合的 なビジョンに基づき、電源三法等の諸制度を活用しつつ所要の基盤整備を図るとと もに、地域が主体となった産業おこしを促進する。また、エネルギー施設の立地に 当たっては、環境保全に留意する。

(4) 長寿社会における生活の充実

1) 地域の教育・文化の活性化

(地域における生涯学習社会の建設)

今後、科学技術の進歩や経済社会の変化等に対応するため人々の学習ニーズが増大するとともに、自由時間の増大や経済社会の複雑化を背景に知的能力の発現、精神的な満足を求めるという傾向はますます強まる。このため、地域における学習機会の充実等により、家庭、学校、社会の三者が一体となった総合的な学習機会の整備を図り、ライフサイクルの各段階を通じてニーズに応じた学習ができる生涯学習体系を構築することが重要である。

初等中等教育においては、生涯学習の基盤をつくるものとしてその一層の充実を 図る必要があり、自然や地域文化とのふれあいの体験や都市と農山漁村とのより深 い理解等を目的として、小中学校の児童生徒が一定期間農山漁村に滞在して学習す る事業を推進するとともに、廃校等の宿泊教育施設への転用や指導員の養成などの 施策を進める。また、農山漁村の児童生徒が都市での生活を体験することができる ようにするなど相互の交流機会の拡大を図る。

また、大学などの高等教育機関をリカレント教育の場として活用するため、社会 人入学枠の拡大、公開講座の充実等の措置を講ずる。また、生涯学習センター等の 整備を推進し、指導者の育成、学習に関する情報の提供等を行うとともに、学校、 公民館、図書館などを成人の学習の場として総合的に活用するシステムを整備す る。

情報手段の発達を最大限に活用し、図書館、博物館の機能連携システムの整備、 ニューメディアを活用した学習関連サービスの提供など、教育・文化施設につい て、高度の情報・通信機能と快適な学習・生活空間を備えた生涯学習の拠点として 活用する方策(インテリジェント化)を進める。

さらに、生涯スポーツの推進の観点から、人々が日常的、継続的にスポーツ活動 を行うことができるようにするための施策を講じるとともに、高齢者が生きがいを 持って充実した生活を送れるよう、高齢者に対する学習機会の整備や職業能力再開 第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備 発のための施策を推進する。

(高等教育機関の適正配置)

生涯学習への意欲の向上に伴い、今後各個人の生涯を通ずる高等教育への需要は かなり高まると予想される。

現在、地域間にかなりの格差が見られる高等教育機会の均等化を進め、多様な経歴、年齢層の学習者が進んで学習活動を行い得る生涯学習社会にふさわしい学習機会の確保を図るとともに、地域の活性化に大きな役割を有する高等教育・研究機能の適正配置を図る観点から、地域の特性にも十分配慮しつつ、各ブロックにおいて専修学校(専門課程)を含めた高等教育機関の収容力(入学者数)の整備を図る。

このため、引き続き大都市圏の既成市街地における収容力の増大を抑制する一方、地方国立大学の充実、情報提供による高等教育機関の移転等の促進、放送大学の活用、地域の労働需要に即応した専修学校(専門課程)等の立地の促進その他の地方圏に重点を置いた高等教育機関の整備のための施策を講じる。さらに、研究者の需要増大や留学生の増加に対応するため、その充実が求められる大学院についても、全国的な配置に配慮しつつ整備を図る。

また、地方圏の国際化の促進の観点から、地方圏の高等教育機関や研究機関に積極的に留学生や外国人研究者を受け入れるため、快適な宿舎や日本語教育機関の整備を図る。

(文化・学術・研究基盤の整備)

全国的な文化施設について、地方都市の活性化にも十分配慮した整備を進めるとともに、地域において固有の文化をはぐくみ、広域的な交流の契機となり得る特色ある文化施設等を整備する。その場合、人材、情報の交流などを通じて文化施設等のネットワーク化を図るとともに、文化活動のリーダーの養成、芸術文化団体の育成など地域の文化活動の充実のための人づくり、組織づくりの施策を講ずる。

筑波及び京阪奈丘陵を文化、学術、研究等の拠点として整備するとともに、各地域においてその特性を生かした学園都市の整備を図り、これらを結んだ文化、学術、研究等のネットワークづくりを進める。

2) 保健・医療・福祉施策の総合的推進

(地域における保健・医療・福祉システムの整備)

地域住民が健康で安心した生活を送れるよう、保健・医療・福祉施設を国、ブロック、都道府県、広域的な生活圏及び市町村の各地域レベルにおいて、機能の分担と連携を図りながら、体系的に整備する(図表IV-3)。

その場合、高齢者比率が高まる過疎地域においては、必要な施設の整備に加え、 巡回サービス等の機動的なサービスの提供を行い、核家族化が著しい大都市郊外に おいては、将来の高齢者人口の急増に備えた施設整備を行うなど、地域の特性に十 分配慮した施策を講ずる。

国土全体やブロックレベルにおいては、高度先駆的医療を担うナショナルセンターやブロック機関の整備を図る。都道府県レベルにおいては、医療に関する計画や保健福祉に関する計画を策定することにより、地域のレベル・特性に応じた保健・医療・福祉施設の整備と施設間の連携を図る。また、市町村レベルにおいては、住民に密着した保健活動、日常的な健康管理や在宅福祉サービス等を提供することとし、これに関連する事務・権限については市町村に委譲する方向で検討を行う。

(ニーズの多様化に対応した施策の推進)

今後の医療・福祉システムは、利用者が慣れ親しんだ家庭や地域等の環境から切り離されずに利用できるよう、在宅対策に重点を置いた整備を図る。このため、ホームヘルプサービスの拡充を図り、デイサービスセンターやショートステイ施設を市町村レベル等で整備するなど、在宅高齢者の介護負担を軽減し、そのリハビリテーションを援助する施策を進めるとともに、高齢者のためのケア付き住宅の整備等を行い、国民の多様なニーズに対応する。

昭和75年には100万人を超すと予想されるねたきり老人等要介護老人の介護は大きな課題となる。在宅では十分な介護ができない高齢者のため、特別養護老人ホーム及び医療と福祉の機能をあわせ持った老人保健施設を地域福祉サービスの拠点づくりという観点にも配慮しつつ計画的に整備する。

高齢者の生きがいを高め、その能力を活用するため、生涯学習の場の整備、就業機会のあっ旋、趣味・スポーツ活動の振興などの施策を進めるとともに、国において、長寿社会関連の総合的な研究を推進する上で中心的な役割を果たす研究体制の